

【定期報告書 記入例】

登録番号	住宅名称					
事業者名	住宅住所	吹田市				
報告者名	入居開始日	平成・令和	年	月	日	
TEL/FAX	メールアドレス			登録戸数	0戸	
項目	内容	各項目の「はい」「いいえ」欄にプルダウンメニューから☑を選択してください。⇒		はい	いいえ	根拠規定
	(1) 登録住戸を他の用途に利用していない。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法1条	完了	
	(2) 登録事項や添付書類に変更があった場合、30日以内に市長へ届け出なければならないことを知っている。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法9条	完了	
	(3) サ高住に登録後、改修等を行った。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法7条	完了	
	※改修等を行った場合は、①～③へ回答してください		はい	いいえ		
	①各居住部分の床面積を変更した。 ⇒②へ進んでください	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	同第1項1号	完了	
	・25平方メートル以上あり、問題ない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		複数回答不可	
	・床面積は25平方メートル未満だが、吹田市が定める取扱い基準を満たしている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		複数回答不可	
	・床面積は18平方メートル以上ある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		複数回答不可	
	・担当部局に相談中、又は変更届出書を提出済み。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		複数回答不可	
	②構造、設備を変更した。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	同第1項2号	完了	
	※設備内容を変更した場合は、以下に回答してください		はい	いいえ		
	・台所、収納設備、又は浴室を各住戸内に備えている。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		完了	
	・台所、収納設備、又は浴室を各住戸内に備えていないが、吹田市が定める取扱い基準を満たしている。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		完了	
	・施錠可能な収納設備を住戸と同数以上設置している。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		完了	
	・浴室を男女別かつ10住戸につき1人分の浴室を設置している。 (ただし、エレベータがない場合は居室のある階ごとに設置)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		完了	
	・緊急通報装置を備えている。 (平成27年5月31日以前の登録住宅については居室内。平成27年6月1日以降に申請された登録住宅については居室内・便所・脱衣室・浴室(共用部分に設置されているものを含む))	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	追加基準	完了	
	・担当部局に相談中、又は変更届出書を提出済み。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		完了	
	③パリアフリー構造(加齢対応構造等)を変更した。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	同第1項3号	未回答	
	※パリアフリー構造適用部分					
	●床…段差	●居室…出入口の幅	●居住部分の階段…段差等・手すり			
	●通路…幅	●浴室…出入口の幅・広さ・手すり	●便所…手すり、寝室のある階にあること			
	・登録基準を満たしている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		複数回答不可	
	・担当部局に相談中、又は変更届出書を提出済み。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		複数回答不可	
	(4) 入居者の資格は以下のとおりで相違はない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	同第1項4号	未回答	

入居戸数との差  
0戸

(注意)住宅が建設中である場合や、未入居のために回答できない設問がある場合は、記入できる範囲について記入し、提出してください。

○背景が黄色の全ての項目に記入してください。

○メールアドレスは今後の連絡に使用しますので、必ず記入してください。

○「登録番号」は、情報提供システムに登録されている番号と同じものを記入してください。  
例:「大阪府(23)00\*\*」、「吹田市(R01)00\*\*」

○入力作業軽減のため、回答はプルダウンメニューから選択して行います。  
「はい」の場合は、☑を選択してください。  
元に戻したい場合は、☐を選択してください。

○入力完了すれば、「未回答」が「完了」に変わります。

○☑を選択し、付問への回答が不要な場合は、指示に従い次の設問へ進んでください。

○☑を選択し、付問への回答が必要な場合は、メッセージ(赤字)が自動表示されます。  
指示に従い、全ての付問に回答してください。

登録の基準

誇大広告の禁止	(8) 誇大広告は行っていない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法15条	未回答
	事実と相違する表示や実際より著しく優良若しくは有利であると誤認させるような表示を行ってはいけない。	はい	いいえ		
契約締結の説明	(9) 入居契約は、賃貸借契約である旨、説明している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法17条	未回答
	(10) 入居契約を締結するまでに、登録事項及び契約内容に関する事項（重要事項説明・管理規程を含む）を書面を交付して説明している。 ※サービス提供事業者を自由に選択できることについては(6)⑤を適用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法17条	未回答
	(11) 登録申請時に添付した契約書様式と同じもので入居契約している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法9条	未回答
帳簿の備付け等	(12) 登録住宅の修繕及び改修の実施状況を帳簿に記載し保存している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法19条	未回答
	(13) 入居者からの金銭受領について、帳簿に適切に記載し保存している。（なお、金銭管理については、管理規程の整備、保管場所・方法、施設職員複数確認、入居者又は家族等の確認（受領印等））	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法19条 老福法第29条	未回答
	(14) 入居者に提供した高齢者生活支援サービスの内容（定期健康診断、医薬品管理（施錠保管）水分・排泄・体温測定、洗濯、清掃等）を帳簿に記載し保存している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法19条 老福法第29条	未回答
	(15) やむを得ず(切迫性、非代替性、一時性)入居者の身体的拘束を行った場合、その態様及び時間、入居者の心身状況、拘束理由を記載したもの、並びに家族の同意書を保存している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法19条 老福法第29条	未回答
	(16) 虐待が発生した場合、適切に対応を行い、その内容及び対応を記載し保存している。市へ報告している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法19条 老福法第29条	未回答
	(17) 入居者及び家族からの苦情対応を適切に行い、その内容及び対応を帳簿に記載し保存している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法19条 老福法第29条	未回答
	(18) サービス提供で事故が発生した場合、適切に対応を行い、その状況及び処置内容を記載し保存している。市へ報告している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法19条 老福法第29条	未回答
	(19) 帳簿は各年度の末日で閉鎖し、2年間保存するルールである。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法19条 老福法第29条	未回答
その他	(20) 生活保護受給者の保護費等を事業者（委託事業者を含む）が直接管理する場合は、管理規定や契約書に基づき適正に管理している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基本方針	未回答
	(21) 入居者に対して以下の①～④のいずれかのサービスを提供している。 ①食事の提供、②介護（入浴、排泄、食事）、③洗濯、掃除等の家事、④健康管理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法6条	未回答

ご記入ありがとうございました。  
右メールアドレスへ本資料を添付の上、  
電子メールで送信お願いします。⇒

吹田市 住宅政策室 民間住宅支援担当

[jutaksej@city.suita.osaka.jp](mailto:jutaksej@city.suita.osaka.jp)

次に、「自主点検表」の確認をお願いします。

※自主点検表は「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づくものではありませんが、関係法令及び老人福祉法で規定される有料老人ホームの指導指針に基づいて、住宅の運営に際して留意いただきたい事項をまとめたものです。  
定期報告の必要はありませんが、立入検査時の参考資料としますので、定期報告書の作成と併せ、住宅内の自主点検を行い、結果について保管して下さい。  
※サービス付き高齢者向け住宅の登録住宅であっても、有料老人ホームの定義に該当すれば、有料老人ホームとして老人福祉法第29条第4項から第10項までの規定が適用されます。なお、有料老人ホームの届出は必要はありません。

「自主点検表」は、こちら↓

<https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018719/1018724/index.html>

○全ての入力完了しましたら、  
「定期報告書」のファイルを一旦パソコンに保存し、  
「[jutaksej@city.suita.osaka.jp](mailto:jutaksej@city.suita.osaka.jp)」まで送信ください。  
宛先：吹田市都市計画部住宅政策室  
民間住宅支援担当者 宛て